

# I 校内指導体制及び関係機関

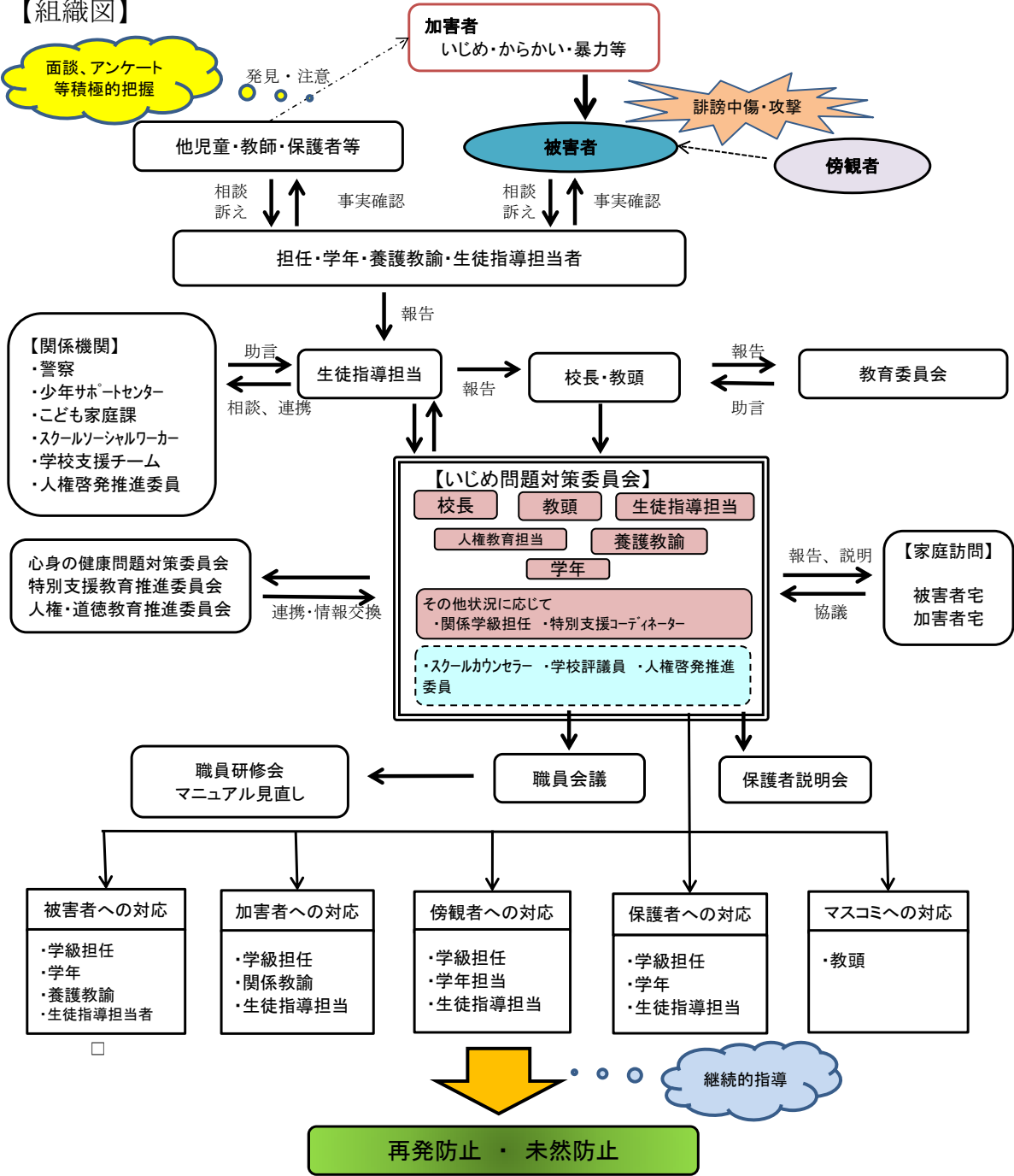
いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ問題対策委員会」である。

\* 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成25年1月版)を参照

## いじめ問題対策委員会について

- 校長、教頭及び生徒指導担当を中心に、学年、養護教諭、人権教育担当で編成する。  
(事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 心身の健康問題対策委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

## 【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。